学校感染症による出席停止について

医師から「学校感染症」(下記参照) 疑いも含むと診断された場合は、以下のように対応して ください。



診断をされたら学校にご連絡ください。

学校保健安全法第19条により、学校長の判断において出席停止扱いになります。

(出席停止)

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる おそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させ ることができる。

書類の記入をお願いします。

感 染 症 名	記 入 者	書 類 名
インフルエンザ	保 護 者	治癒報告書
インフルエンザ 以外	医 師	登校許可書

いずれも学校の HP からダウンロード可能、または担任へご連絡ください。



体力回復・感染防止に努めてください。

治癒したからといってもウィルスは消失しません。規則正しい生活に努め、体力回復を優先し、 うがい・手洗い・マスク着用等感染防止に努めてください。

【 学校において予防すべき感染症の種類 】

分類	種類	登校停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症 急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ(H5N1)」という。)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H 5N 1)を除く。) 百日咳	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあつては3日)を経過するまで特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで

	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹 が発現した後5日を経過し、か つ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するま
		で
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経 過するまで
	結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師 において感染のおそれがないと 認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師 において感染のおそれがないと 認めるまで



―その他の感染症として扱う場合もある感染症―

感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症など)、サルモネラ感染症(腸チフス、パラチフスを除く)、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、急性細気管支炎(RSウイルス感染症など)、EBウイルス感染症、単純ヘルペス感染症、 帯状疱疹、手足口病、 ヘルパンギーナ、 A型肝炎 、B型肝炎、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ) アタマジラミ 、疥癬、皮膚真菌症、カンジダ感染症、白癬感染症 など

3 臨時休校、学級閉鎖の目安

【平成21年10月29日付21教保第276号教育長、21情私第398号総務部長通知による】

学校での状況	臨時休業等の目安
児童・生徒等がインフルエンザ	その児童・生徒等を出席停止にする。
と診断された場合	
インフルエンザと診断された児童・生徒等が発生した学級において、出席停止を含め欠席者の割合が20%を超えた場合ただし、児童・生徒等の数が20人未満の学級にあっては、出席停止を含め欠席者が4名を超えた場合	その学級を学級閉鎖(学年に1学級しかない場合は、学年閉鎖)にする。
学校全体の出席停止を含めた欠席者の割合が20% を超えた場合	その学校を休校にする。